

議案第 35 号

飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について

飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市若宮駐車場と民間により整備された駐車場を交換するため、飛騨市若宮駐車場を廃止し普通財産にするための改正

飛驒市駐車場条例の一部を改正する条例

飛驒市駐車場条例（平成16年飛驒市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第2条の表飛驒市若宮駐車場の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

駐車場 区分		飛驒市飛驒神岡駅 下駐車場	飛驒市飛驒古川駅 前駐車場 飛驒市神岡振興事 務所前駐 車場	飛驒市三 之町駐車 場	飛驒市蟻 川駐車場	飛驒市河 合駐車場
普 通 車	定期	1箇月に つき 4,190円	1箇月に つき 5,230円	無料	1箇月に つき 2,610円	1箇月に つき 2,090円

備考 駐車場の定期駐車料については、月の途中において使用を開始する場合は、その月の使用料を日割り計算にするものとし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛驒市駐車場条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案								
第1条 略 (名称及び位置)							第1条 略 (名称及び位置)								
第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。							第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。								
名称		位置					名称		位置						
飛驒市飛驒古川駅前駐車場		飛驒市古川町金森町13番20号					飛驒市飛驒古川駅前駐車場		飛驒市古川町金森町13番20号						
飛驒市若宮駐車場		飛驒市古川町若宮二丁目1番41号													
飛驒市三之町駐車場		飛驒市古川町三之町2番31号					飛驒市三之町駐車場		飛驒市古川町三之町2番31号						
飛驒市神岡振興事務所前駐車場の項～飛驒市河合駐車場の項 略							飛驒市神岡振興事務所前駐車場の項～飛驒市河合駐車場の項 略								
第3条～第13条 略 附 則 略 別表（第6条関係）							第3条～第13条 略 附 則 略 別表（第6条関係）								
区分	駐車場	飛驒市 飛驒神 岡駅前 駐車場	飛驒市 飛驒古 川駅前 駐車場 飛驒市 神岡振	飛驒市若宮駐 車場		飛驒市 三之町 蟻川駐 車場	飛驒市 河合駐 車場	区分	駐車場	飛驒市 飛驒神 岡駅前 駐車場	飛驒市 飛驒古 川駅前 駐車場 飛驒市 神岡振	飛驒市 三之町 駐 車場		飛驒市 蟻川駐 車場	飛驒市 河合駐 車場
				有料区 画	無料区 画										

資料

			興事務 所前駐 車場					
普通 車	定期	1 箇月 につき 4,190円	1 箇月 につき 5,230円	1 箇月 につき 3,140円	無料	無料	1 箇月 につき 2,610円	1 箇月 につき 2,090円
中型 車	定期			1 箇月 につき 4,190円	無料			
大型 車	定期			1 箇月 につき 5,230円	無料			

備考 略

[illegible]

備考 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛驒市駐車場条例の一部を改正する条例について
担 当 部	商工観光部
提 案 理 由	飛驒市若宮駐車場と民間により整備された駐車場を交換するため、飛驒市若宮駐車場を廃止し普通財産にするための改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 飛驒市若宮駐車場は、これまで市民や観光客の駐車場として利用されてきたが、同地に株式会社東洋が商業施設を開発整備したい旨の申出があり、同会社所有の整備した駐車場用地との交換に応じるもの。 交換にあたり行政利用を廃止し普通財産に用途変更することから、当該施設を条例の規定から削除するもの。 （第２条及び別表関係）
市 民 へ の 影 響 等	若宮駐車場と同規模以上の代替駐車場を付近に整備し、従前と変わらず利用できるため、影響はない。
施 行 日	公布の日
備 考	